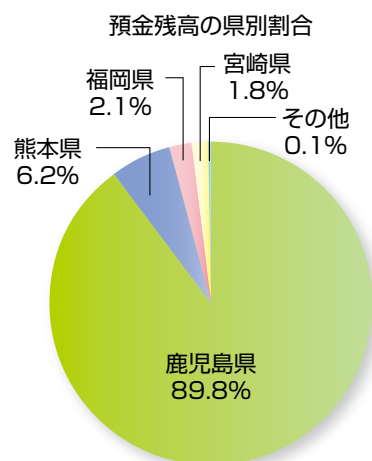
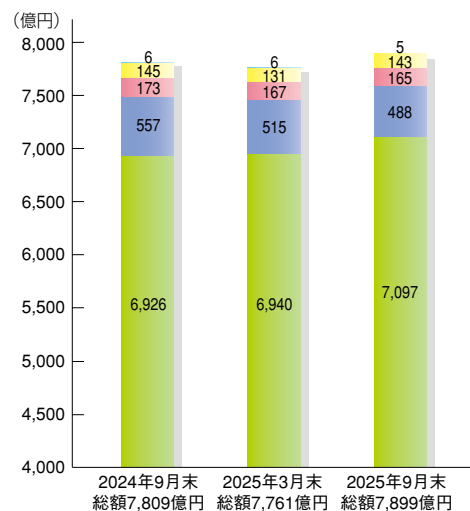


2025年9月期業績ハイライト(単体)

預金

預金(期末残高)は、法人預金が増加したことにより、2025年3月末に比べ、138億円増加して7,899億円となりました。

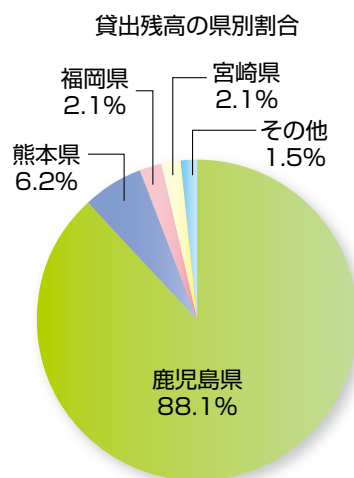
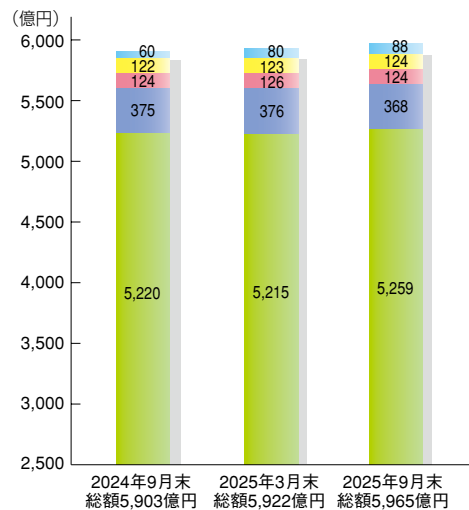
●預金残高の推移 ●鹿児島県 ●熊本県 ●福岡県 ●宮崎県 ●その他



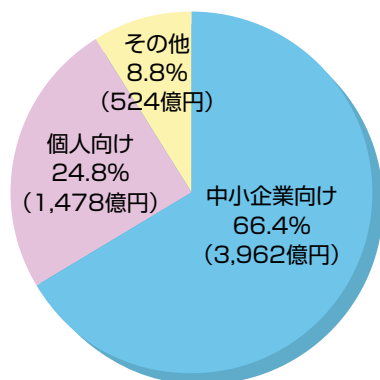
貸出金

貸出金(期末残高)は、事業性および地方公共団体等への貸出が増加したことにより、2025年3月末に比べ、42億円増加して5,965億円となりました。

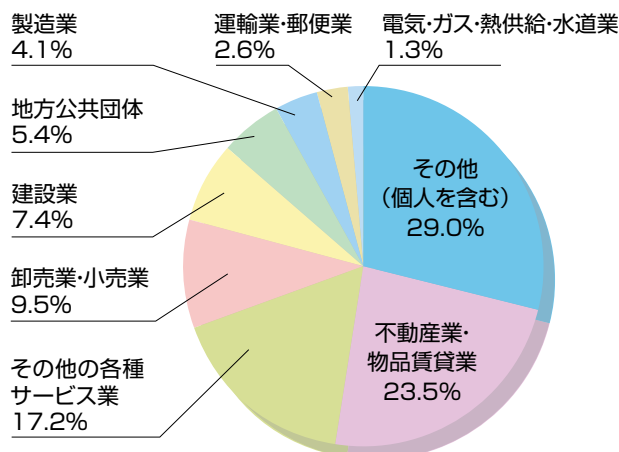
●貸出金残高の推移 ●鹿児島県 ●熊本県 ●福岡県 ●宮崎県 ●その他



●中小企業・個人向け貸出の状況



●貸出残高の業種別比率



2025年9月期業績ハイライト(単体)

④ 損益の状況

コア業務純益は、経費が前年同期比1億86百万円増加したことなどから、前年同期比1億60百万円減少し、12億61百万円となりました。

経常利益については、前年同期比5億96百万円減少し、13億93百万円となりました。

また、中間純利益は、前年同期比50百万円減少し、14億42百万円となりました。

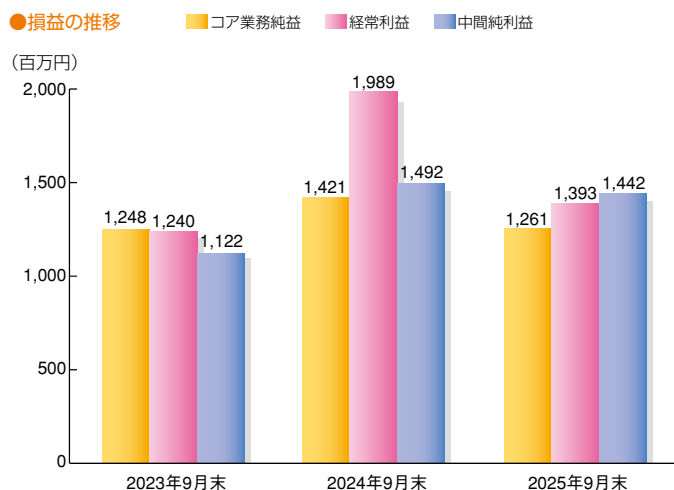
用語解説

● コア業務純益とは？

銀行の基礎的な収益力を示す指標で「業務粗利益」から「国債等債券の売買損益」を控除し「経費(人件費・物件費・税金)」を差し引いたもので、銀行本来業務から得られる利益を示したものです。

● 経常利益と当期純利益とは？

経常利益は銀行の営業活動によって通常発生する収益(経常収益)から費用(経常費用)を差し引いたもので、毎年生じる通常の利益を表します。この経常利益に、その年に特別に発生した利益と損失(特別利益、特別損失)と税金を加減したものが最終的な利益の当期純利益となります。

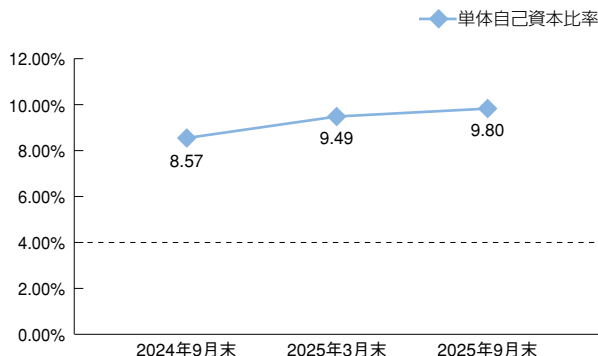


④ 自己資本比率

自己資本比率は貸出金や有価証券などの総資産(リスク・アセット)に対する自己資本(資本金内部留保など)の割合を示すもので、銀行の健全性や安全性をみるうえで重要な指標となっております。

2025年9月末の自己資本比率は、2025年3月末比0.31ポイント上昇し、9.80%となりました。

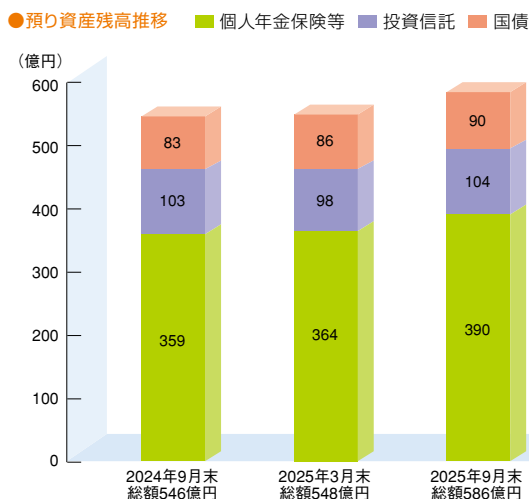
なお、国内で業務を行う銀行の基準である4%を大きく上回っております。



④ 預り資産残高

預り資産は、個人年金保険等の増加により、2025年3月末比37億円増加し、586億円となりました。

なお、個人年金保険等については、販売累計額を計上しておりましたが、2025年9月期より過去のみも含め残高を計上しております。

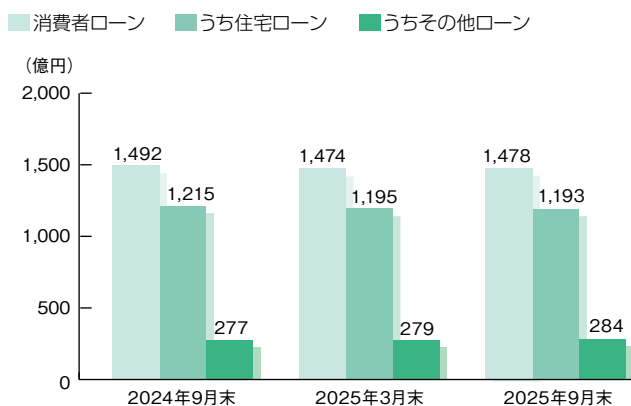


2025年9月期業績ハイライト(単体)

個人向け貸出の状況

個人向け貸出残高については、2025年3月末に比べて3億円の増加となりました。

個人向け貸出のうち、住宅ローンにつきましては、2025年3月末に比べて1億円の減少、その他ローン(目的型ローン・フリーローン他)につきましては4億円の増加となりました。



不良債権の状況

金融再生法の開示基準による不良債権は295億円で、総与信に対する比率は4.91%となりました。

2025年9月末の開示債権額のうち81.05%については、担保・保証や貸倒引当金で十分な保全を行っております。

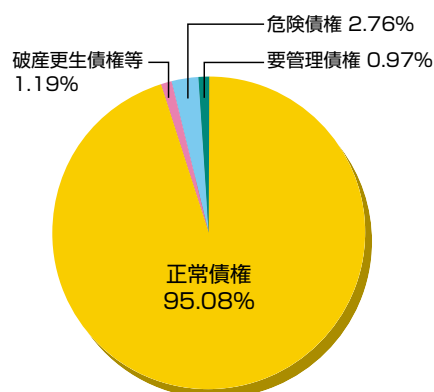
なお、部分直接償却を実施した場合の開示債権比率は4.35%となります。

【金融機能再生法に基づく開示債権】

(単位:億円)

	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
金融再生法開示債権	299	300	295
破産更生債権等	72	76	71
危険債権	170	168	165
要管理債権	55	56	58
正常債権	5,655	5,673	5,718
総与信額	5,954	5,973	6,014
開示債権比率	5.03%	5.03%	4.91%
保全率	80.02%	81.50%	81.05%

●2025年9月末の状況



不良債権に対する備え

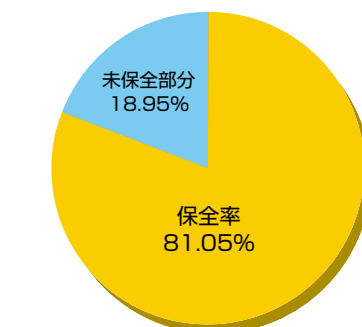
2025年9月末の開示債権額のうち81.05%については、担保・保証や貸倒引当金で十分な保全を行っております。

【保全状況】

(単位:%)

	2025年9月末
保全率	81.05
未保全部分	18.95

●2025年9月末保全状況



<金融機能再生法上の区分概要>

- ①(破産更生債権及びこれらに準ずる債権):破産、会社更生等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。
- ②(危険債権):お取引先が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権のことです。
- ③(要管理債権):3ヵ月以上延滞している貸出金及び貸出条件を緩和している債権のことです。